

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一章の前に次の目次を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 本庁組織(第二条―第十条)
- 第三章 教育事務所の組織(第十一条―第十五条)
- 第四章 職員の定数(第十六条)
- 第五章 雑則(第十七条)

附則

第二条の見出し中「室並びに」を削り、同条中「及び室(以下「課等」という。)」を削り、同条の表文化課の項中「美術館準備係、文化財係」を「文化財係、美術館開設準備室」に改め、同表全国高校総合文化祭推進室の項を削る。

第三条の見出し中「各課等」を「各課」に改め、同条中「各課等」を「各課」に、「他の課等」を「他課」に改め、全国高校総合文化祭推進室の項を削る。

目 次

- ◇**教委規則** 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(総務課) 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(シ)
- 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(高等学校課)
- 鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則(シ)
- 鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則(同和教育課)
- ◇**教委訓令** 鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令(総務課)
- 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(福利課)
- ◇**代表監査委員訓令** 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令
- ◇**監査委員告示** 鳥取県監査規程の一部改正

第五条第一項中「各課等の間」を「各課間」に改め、同条第二項中「及び全国高校総合文化祭推進室長（以下「課長等」という。）」を削る。

第六条第一項中「課等」を「課」に改め、同条第二項中「、室に参事、室長補佐又は主幹を」を削る。

第七条第一号中「課長等」を「課長」に改め、「又は室務」を削り、同条第四号中「高校改革推進室長」を「室長」に改め、同条第六号中「室長補佐（高校改革推進室にあつては課長補佐に相当する職にある主幹とする。）」を「主幹（課長補佐に相当する職にあるものに限る。）」に改める。

第十条の見出し中「課員等」を「課員」に改め、同条中「課等」を「課」に、「課長等」を「課長」に改める。

第十六条中「各課等」を「各課」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第二号

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「室長補佐」を削る。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附 則

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「学年による教育課程の区分を設けない課程等に関する事項」に改め、同条第一項中「定時制」を「全日制及び定時制」に改める。

第七条の三を次のように改める。

（学校外における学修の単位認定）

第七条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する学校における科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

一 大学、高等専門学校、専修学校その他の教育施設等における学修で教育長が別に定めるもの

二 知識及び技能に関する審査で教育長が別に定めるものの合格に係る学修

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で教育長が別に定めるもの

第七条の四を削り、第七条の五中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第七条の四とする。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「定時制」を「全日制及び定時制」に改める。

第一条中「第六十四条の二第一項」を「第六十四条の三第一項」に改め、「県立高等学校の」の下に「全日制及び」を加え、「単位制による定時制の課程」を「単位制による課程」に改める。

第二条中「定時制の」を削り、同条の表を次のように改める。

高等 学 校 名	課 程 名	学 科 名
青 谷 高 等 学 校	全 日 制 課 程	総 合 学 科
倉 吉 西 高 等 学 校	全 日 制 課 程	普 通 学 科
米 子 高 等 学 校	全 日 制 課 程	総 合 学 科
鳥 取 西 高 等 学 校	定 時 制 課 程	普 通 学 科
米 子 東 高 等 学 校	定 時 制 課 程	普 通 学 科

第三条から第十二条までの規定中「定時制の」を削る。

附 則

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の前日から引き続き倉吉西高等学校の全日制課程普通学科普通科に在学している者（同日以後に編入学、転入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなる者を含む。）については、この規則による改正後の鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の規定は、適用しない。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「子弟」を「子等」に改める。

第四条第一号中「子弟」を「子その他県教育委員会が定める者」に改める。

第五条の表中「二一、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程（平成九年一月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「室並びに」を削る。

附 則

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第二号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年四月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（全国高校総合文化祭推進室長を含む。以下同じ。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十一年三月三十一日

鳥取県代表監査委員 秋 田 直 武

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程(昭和四十七年三月鳥取県代表監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条監査第一課の項第四号中「、検査及び審査(以下「監査等」という。)」を削り、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 例月現金出納検査に関すること。

七 外部監査に関すること。

第五条第三号及び第四号中「従事」を「参画」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 監査主幹、監査主任、主任、主事及び技師 上司の命を受け、事務に従事する。第五号第七号及び第八号を削る。

附 則

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

監査委員告示

鳥取県監査委員告示第一号

鳥取県監査規程(昭和四十二年三月鳥取県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県監査委員 秋 田 直 武
鳥取県監査委員 船 越 英 男
鳥取県監査委員 小 谷 久 雄
鳥取県監査委員 松 田 道 昭

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第十三条」を「第十二条」に改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

監査委員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)の規定に基づき合議により決定する事項のほか、次に掲げる事項については、協議を行うものとする。

第二条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 監査の執行計画に関すること。

三 前二号に定めるもののほか、監査委員が重要と認める事項

第三条を次のように改める。

(監査の執行計画)

第三条 法第九十九条第四項に規定する監査、法第九十九条第七項の規定に基づく監査のうち監査委員が必要と認めるもの、法第二百三十三条第二項の規定に基づく審

査、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第二項の規定に基づく審査、法第二百三十五条の二第一項の規定に基づく検査及び法第二百四十一条第五項の規定に基づく審査の執行計画は、実施時期、実施箇所、方法等について、年度開始前に定めるものとする。

2 前項の執行計画の策定後に、当該執行計画に規定する監査について、実施時期、実施箇所、方法等を変更する必要があるときは、当該執行計画の変更を行うものとする。

3 第一項の執行計画に規定する監査以外の監査の執行計画は、必要の都度定めるものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

（雑則）

第四条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。